

年5月20日

店舗における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

南信州アウトドア協議会

注:このガイドラインは、研修センター及び利用施設についても同対応とします。

1. ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を参考に、店舗において自主的な新型コロナウイルス感染症の感染防止の為の取り組みを進めるために作成したものです。

2 リスク評価とリスクに応じた対応

店舗においては、まずは、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員の理解を徹底する。また、従業員同士及び来客の皆様等との直接的または間接的接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

- (1) 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど、手が触れる環境表面と接触の頻度を特定します。高頻度接触部位（窓口カウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、講習用具）には特に注意する。
- (2) 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離をどの程度空けることができるか、店舗で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

3 基本的留意点

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点は次のとおりです。

- (1) 人との接触の回避、対人距離の確保（できるだけ2メートルを目安に）（ソーシャルディスタンス）
- (2) 感染防止のための受講者の適切な誘導（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認める者の入場制限を含む。）
- (3) 入口及び店舗の手指の消毒設備の設置
消毒剤は24時間ごと交換する。
- (4) マスクの着用（従業員及び顧客に対する周知）
- (5) 店舗の換気（可能であれば2方向の窓を同時に開ける。）
- (6) 買物カゴ及び講習用具の消毒
- (7) 手洗い、咳エチケットの徹底

なお、(2)の「密」とは、感染を拡大させるリスクや、クラスター（患者集団）発

生のリスクを高める3つの条件、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集する場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面のいわゆる「三つの密」をいいます。

4 来店者数の管理と入店時の対応

- (1) 「入店制限」について、特に3の(1)・(2)の対策を徹底するために必要な数となるよう、顧客の入店者数を管理する。
- (2) 顧客の入店に際しては、都道府県知事からの要請に基づき実施している措置や、このガイドラインに基づき実施している感染防止措置について説明し、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した、別添の「新しい生活様式」の実践例に掲げる対策などへの協力を誓約させるように努める。
- (3) 「感染拡大防止の為のチェックシート」に記入してもらう。

5 症状のある人の来店制限

新型コロナウイルス感染症は、発症していない人からの感染もあると考えられていますが、店舗における感染対策として最も優先すべき対策は、症状のある人の来店を制限することであり、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、来店しないようにホームページ、SNS、掲示（入口、駐車場や所内）、チラシ等で呼びかける。

6 来店時の対応

- (1) 来店者には、入口に設置した消毒液で手指を消毒してもらうことを周知するとともに、密にならないよう従業員、顧客等の適切な導線を設定する。
- (2) 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場を制限するために、受付において、非接触体温計による体温測定（検温）や体調の申告をしてもらう。
- (3) 店舗ではマスクを着用してもらう。マスクをしていない、または忘れた人には、購入していただく。

7 共有スペース・事務所等での対応

- (1) 施設、研修センターの各所に消毒液を設置し、利用者がいつでも手指の消毒を行えるような環境をつくる。
- (2) 複数の人の手が触れる場所（買い物カゴ、ドアノブ、レジカウンター、椅子の背もたれ、手すりなど）を始業前に消毒するほか、適宜消毒して下さい。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行う。
- (3) 受付レジカウンターなど、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニール

カーテンなどで遮蔽する。

- (4) レジにおいてコイントレーでの現金受渡を励行する。
- (5) 換気設備を適切に運転・管理することや窓やドアを定期的には開放すること等により、室内の換気に努める。
- (6) 「三つの密」を避けるための対策を適切に講じるとともに、共有電話など複数の者が触れる箇所・機材等の消毒を定期的に行うなど、顧客が滞在する区域と同様に実情に応じた効果的な感染予防の取組を適切に実施する。

8 トイレ

- (1) 便器内は通常の清掃でよいが、不特定多数の人が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- (2) トイレの上蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- (3) 共通のタオルは置かない。

9 ゴミの廃棄

- (1) 基本的に各自で出したゴミはお持ち帰りいただく。
- (2) ゴミを回収する際は、マスクや手袋を着用し、ビニール袋に入れて密閉する。
- (3) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で30秒間ほど手を洗う。

10 従業員の感染予防・健康管理

- (1) 出勤前に検温するなど健康のチェックを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある従業員は、自宅で静養させる。
- (2) お互いに体調を気遣い、体調の悪いときには我慢することなく申告できるような雰囲気醸成する。
- (3) こまめな手洗いや手指の消毒を励行させる。
- (4) 従業員が、休養、睡眠などにより抵抗力を高めていくことができるように配慮する。
- (5) 従業員が業務において他の従業員や顧客との対人距離を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。
- (6) 別添の「新しい生活様式」の実践例の周知徹底を図るなど、従業員一人ひとりの意識を高める。

14 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応
地域での感染拡大の可能性が報告された場合には、業務を一時停止することを検討する。